

令和3年10月5日

ストレスチェックの実施について

会社名 株式会社エイデン

この度、労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック制度を実施致します。ストレスチェックの目的は、各人のストレス値を知ることで、各人のストレスに対する気づきを促し、メンタル不調の発生を未然に防ぐこと（一次予防）や職場の問題点を把握し、職場環境改善に努めることにあります。

ストレスチェックの結果、ストレスが高いと判定された場合は、希望により医師の面接指導を受けることができ、必要時は就業上の措置を取ることも可能です。

ストレスチェックは本人の同意なしに結果を事業所が知ることはありません。
また、ストレスチェックの結果や実施の有無により不利益を被ることはありません。

ストレスチェックの実施は、個人情報保護の観点から、専門の外部機関に委託し、厳守するものとします。

ストレスチェックを受検は任意になりますが、自分自身のストレス値を知る、いい機会になりますので是非受検することをお勧めします。

記

1. 実施期間 自 令和 3年 10月 11日
至 令和 3年 10月 25日 まで
2. 実施方法 紙に記入後封筒に入れ、のり付けをして担当の北野まで提出
3. 実施結果 約1ヶ月後、紙にてお渡し致します

【特記事項】

ご回答いただいた個人のストレスチェックの結果は、ストレスチェック実施者、実施事務従事者のみが確認します。

ストレスが高いと判定が出て、医師面接の申出が無い場合は、WAK産業保健事務所の看護師より、個別に連絡を差し上げます。